

議案第173号

固定資産税に係る家屋調査中の事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、固定資産税に係る家屋調査中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

固定資産税に係る家屋調査中の事故による損害賠償額の決定について

固定資産税に係る家屋調査中の事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市 [REDACTED] [REDACTED]	235,224円

2 事件の概要

平成30年6月29日午後3時30分頃、南区役所市民部課税課所属の職員が、固定資産税に係る家屋調査のため、市内南区 [REDACTED] 所在の相手方 [REDACTED] 氏が所有する家屋の駐車場に同区役所総務部総務課所管の軽自動車を駐車させようとした際、当該駐車場のコンクリート床面の塗膜に当該車両のタイヤ痕を付着させて当該駐車場を汚損し、損害を与えたものである。